

秋田市住宅リフォーム支援事業 補助対象工事等の具体例

1 補助対象工事

要綱別表	リフォーム等工事（第5条関係）	補助対象工事の具体例
	工事の内容	工事の内容
(1)	増改築又は減築工事（建替工事を除く。）	部屋の増築、減築およびそれに伴う設備工事、風除室、ウッドデッキ、サンルーム、バルコニー、工事に伴う諸申請手数料 等
(2)	屋根、外壁、柱、雨樋等の修繕、塗装等の外装工事	屋根、外壁、柱、基礎、雨樋（塗装、張替、交換、修繕等）、屋根の落雪防止設備（雪止め、落雪防止ネット、融雪パネル等）、玄関ポーチ、部材交換などの工事と一体で行う防腐又は防蟻処理 等
(3)	耐震補強又は耐震改修工事	耐震補強工事、耐震改修工事
(4)	外壁、屋根、天井又は床等の断熱化工事	外壁、屋根、天井等の部材交換、断熱材、断熱パネル、断熱サッシ、内窓、浴室暖房機 等
(5)	部屋の新設又は間仕切り等の室内変更工事	間仕切り等の設置、撤去、間仕切り等の変更による床、内壁、天井等の内装替え 等
(6)	床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替等の内装工事	床（クッションフロア、フローリング等）、クロス、畳、カーテンレール（カーテンを含む） 等
(7)	窓、戸、サッシ、ふすま等の建具工事	窓、戸、サッシ、ふすま、障子、網戸、サッシ等の戸車、玄関ドア 等
(8)	電気、ガス、電話、インターネット等の設備工事	分電盤、ガスコンロ、ガス湯沸器、IH調理器、ボイラー、灯油タンク、照明器具、ガスの配管等工事、電気の配線等工事、電話回線工事、テレビアンテナ、インターネット回線等工事、工事に伴う諸申請手数料 等
(9)	トイレ、風呂、キッチン等の改修および給排水工事	トイレ、ユニットバス、システムキッチン、レンジフード、食洗機、洗面台、手洗器、蛇口、止水栓、上下水道へ接続および配管、浄化槽の設置、工事に伴う諸申請手数料 等
(10)	住宅又は住宅の敷地内の手すり、スロープの設置、段差解消などのバリアフリー改修工事	手すり、スロープ、段差解消、廊下幅の拡張、エレベーター 等
(11)	エアコン、FF式暖房機等の冷暖房、空調設備工事	エアコン、FF式暖房機、床暖房、薪ストーブ、換気扇、換気システム 等
(12)	食器棚、下駄箱等の室内設備工事	食器棚、下駄箱、押入、タンス、テレビ台等の造作（既製品を除く） 等
(13)	防災、防犯設備の設置工事	住宅用火災警報器、スプリンクラー、防犯カメラ、インターホーン、オートロック式玄関ドア 等
(14)	住宅本体と一体化している住宅用の車庫、物置等の改修工事	インナーガレージのシャッター、住宅と一体化した納戸、物置 等
(15)	その他、住宅の居住環境の質の向上に資するものと市長が認める工事	上記にない工事等で住宅の居住環境の質の向上に資するものと認められるもの

2 補助対象外工事

要綱第5条第2項	補助対象工事の具体例
工事の内容	工事の内容
(1) 高効率給湯器の設置又は交換工事	高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ、エコフィール等）の設置又は交換工事
(2) 太陽光発電設備、蓄電設備等の設置又は交換工事	太陽光発電設備、蓄電設備等の設置又は交換工事
(3) ペレットストーブの設置又は交換工事	ペレットストーブの設置又は交換工事
(4) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	都市計画事業、土地区画整理事業等の公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
(5) 門、塀等の外構工事	門、塀、フェンス、庭の整備、砂利敷き、敷地の舗装（バリアフリーに資するものを除く）等
(6) 住宅から独立した車庫、物置およびカーポート等の住宅の附属建築物に係る工事	住宅から独立した車庫、物置、カーポート、小屋、これらに付随する設備等
(7) 併用住宅のうち居住部分以外に係る工事	併用住宅のうち居住部分以外に係る工事
(8) 他の補助金（国、県、本市等が実施するもの。自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事については、国費が充当されるものに限る。）の対象となる工事およびその工事と同一の工事請負契約（自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事については見積書等）に含まれるその他の工事	他の補助金（国、県、本市等が実施するもの。自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事については、国費が充当されるものに限る。）の対象となる工事およびその工事と同一の工事請負契約（自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事については見積書等）に含まれるその他の工事
(9) 前8号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと認める工事および工事費用	上記のほか、補助金の交付が適当でないと認める工事

3 適用事業年度

この具体例は、令和8年度事業から適用する。